景観形成基準確認書

工作物の設置等

協　議　者　　　　住　　所

（行為者） 氏　　名

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

■工作物の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 |  | | |
| 高さ | ｍ（地上からの高さ　　　　ｍ） | | |
| 構造 | 造（　一部　　　　　　　　造） | | |
| 行為に係る面積（※） | ㎡ | | |
| 敷地面積 | ㎡ | | |
| 仕上材 |  | 色彩 |  |
| 外観の変更部分とその面積 | 変更部分 | | |
| 面　　積 　　　　　　　　　　㎡ | | |

※ 太陽光発電設備の場合に、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積を記載してください

■配慮・工夫した内容

「配慮事項への対応について」の欄には、□に レ を記入してください。また、「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観計画ガイドライン等を参考に、該当する項目について内容を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ　共通基準 | |  |  |
| 区分 | 景観形成基準 | 配慮事項への対応について | |
| 自然的要素との調和 | ○地形や田園の緑、水辺、一団の農地など、周辺の自然的要素との調和に配慮する。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○景観の軸となっている水辺や斜面緑地の連続性を損なわないように配慮する。 |
| ○緑化や水辺空間の創出などにより、地域景観の向上を図る。 |
| 景観資源への配慮 | ○文化財（指定・登録）や名木・古木※、佐倉市市民文化資産等の地域の景観資源と調和した、配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○主要な視点場からの眺めに配慮した配置や規模、形態意匠となるよう配慮する。 |
| 地域性との調和 | ○景観のエリアや拠点の景観特性やまち並みと調和し、景観形成の方向性に整合した配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
|
|

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｂ　個別基準 | |  |  |  |
| 区分 | | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 種別 | 擁壁 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○擁壁は、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減を図る。 |
| 例）・石張りや自然石風の化粧型枠による自然の風合いとなるような仕上げとする。 |
| ・植栽による修景や法面の緑化などによる仕上げとする。 |
| ・設置位置を道路から後退させる。 |
| ・擁壁に勾配をつける又は階段状の形態とする。 |
| 太陽光発電設備 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○太陽光発電設備は、周辺の景観と調和を図り、道路や眺望点などからの見え方を軽減するよう工夫する。 |
| 例）・敷地境界からできる限り後退させる。 |
| ・太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。 |
| ・太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。 |
| ・太陽電池モジュール（パネル）は、低明度かつ低彩度の色彩や、反射が少ない素材とする。 |
| ・緑の連続性や農地の集団性を損なわない配置とする。 |
| 上記以外の工作物 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○周辺景観との調和を図る。 |
| 例）・緑の連続性を損なわない配置とし、長大な擁壁や法面が生じないようにする。 |
| ・敷地の周辺を緑化し、緑の連続性を確保する。 |
| ・形態や意匠を簡素化し、周辺への圧迫感を軽減させる。 |
| 色彩 | | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○まち並みの連続性やまとまりを損なわないよう配慮し、別表に掲げる基準に適合させる。 |
| ○けばけばしい色彩を避け、暖かみのある落ち着いた色彩とする。 |
| ○敷地内に複数の建築物や工作物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 |